

大府市告示第 104 号

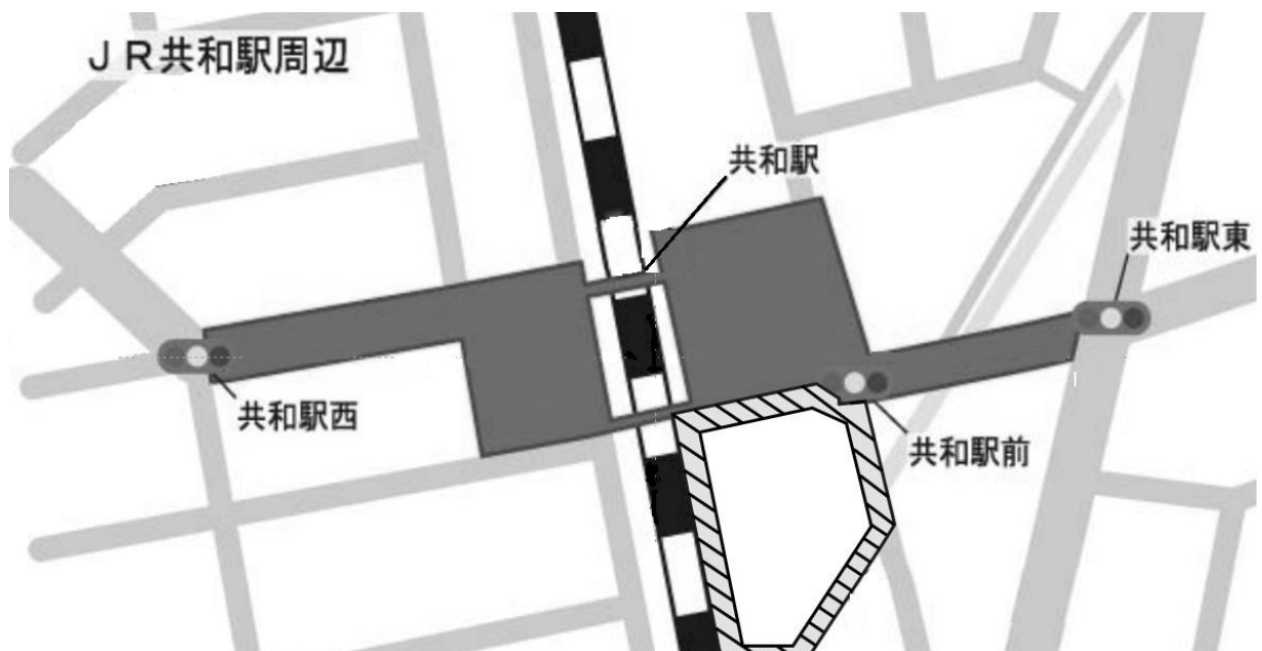
大府駅前の路上禁煙地区を変更するので、「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例（平成 21 年大府市条例第 21 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき次のように告示する。

令和 8 年 8 月 31 日

大府市長 岡村 秀人

（1） 路上禁煙地区の名称 共和駅前

（2） 新しく指定する区域を  で示す。既存の区域を  で示す。



（3） 路上禁煙地区の指定の時間帯 終日

（4） 路上禁煙地区を変更する日 令和 8 年 9 月 1 日

（5） 禁止行為をした場合の措置

①禁止行為 路上禁煙地区内の路上での喫煙行為及び、火をつけたたばこを所持すること

②措置内容 禁止行為の中止に関する指導又は勧告に従わず、命令に違反した場合は、2 万円以下の罰金